

社団法人 日本航空機操縦士協会会員の皆様へ

ロスオブライセンス 所得補償プランご案内

(団体所得補償保険 団体長期障害所得補償保険)

突然の病気・ケガ等での身体検査の不合格により、
ライセンスが停止し、操縦士として乗務できなくなったとき、
あなたやご家族の生活をサポートします。

■ ロスオブライセンス所得補償プランの特長

1 **パイロットとして働けないために生じる収入減少のためのプラン**
地上職として働けても、パイロットとして働けないために生じる収入減をカバーします。

2 **協会正会員で、航空機操縦士として勤務し、
所得を得ている方に限ります。**

当プランは、上記条件を満たす方のみ加入可能です。
加入人数に応じて、保険料の団体割引が適用されます。

3 **入院だけでなく、通院、自宅療養中も補償**

入院に限らず、通院・自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払いの条件が
満たされる限り、お支払いの対象となります。

4 **ニーズに合わせて補償期間、補償金額が選べます。**

複数プランの募集、口数方式の加入方法をとっていますので、ご自分に合ったプランを
ご選択いただけます。

5 **加入手続きが簡単**

医師による診査、更新手続は不要です(内容変更の場合を除く)。

6 **業務中・業務外を問わず補償**

病気やケガの発生は、業務中、業務外、国内外を問わず補償されます。

ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

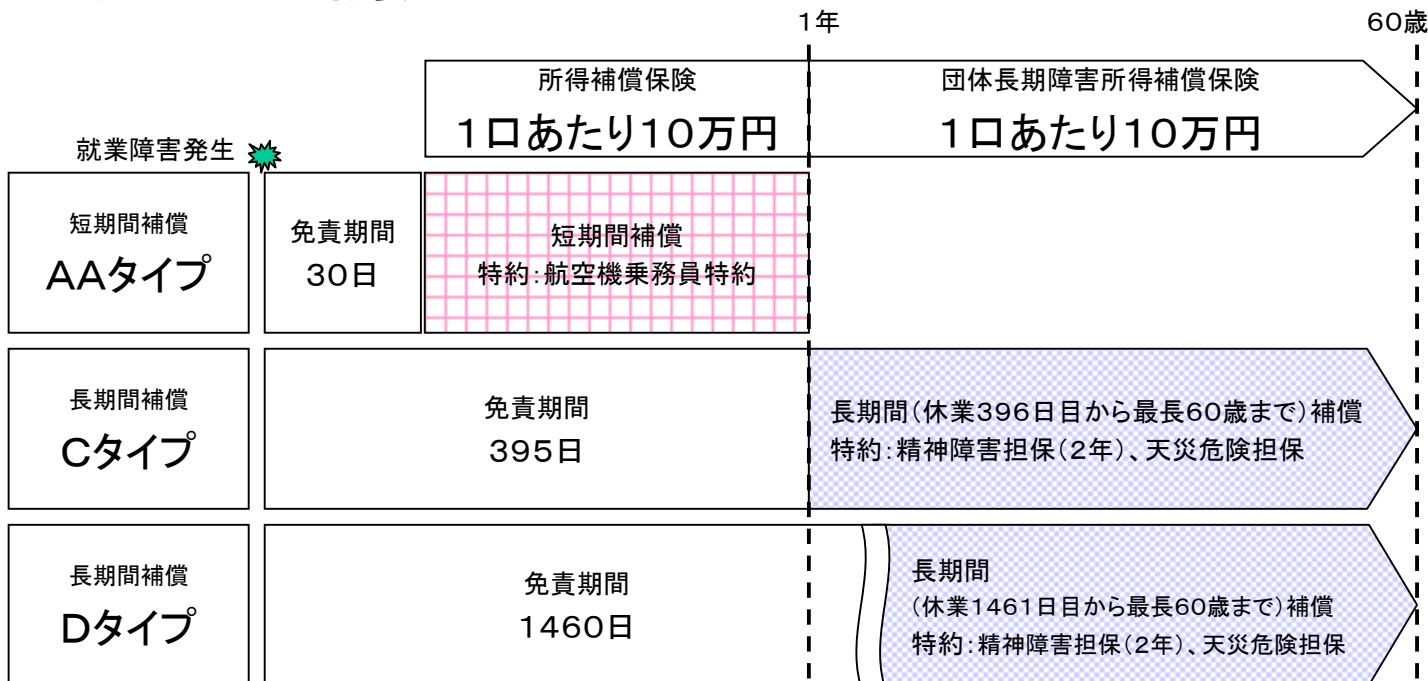
この保険契約は社団法人日本航空機操縦士協会を保険契約者とし同協会の会員を被保険者とする団体契約(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として社団法人日本航空機操縦士協会が有します。
本パンフレットにてご案内している保険料は団体割引10%(被保険者数100名以上)を適用しています。被保険者数が100名未満となった場合には、保険料の引き上げ、または保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

■ お問い合わせはお気軽に

取扱代理店: 株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント

フリーコール 0120-921-387 平日(月~金)9:00~17:00まで

■ 加入タイプの概要



※AAタイプは、所得補償保険となります。

※CタイプおよびDタイプは、団体長期障害所得補償保険となります。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をお読みください。

■ 補償内容と保険料 保険金月額 1口(10万円)あたりの保険料

男性	AAタイプ	Cタイプ	Dタイプ
てん補期間	1年	60歳まで(注)	60歳まで(注)
免責期間	30日	395日	1460日
年齢	月払	月払	月払
20~24	620円	1,207円	1,021円
25~29	720円	1,256円	1,057円
30~34	930円	1,346円	1,112円
35~39	1,220円	1,608円	1,313円
40~44	1,620円	2,306円	1,813円
45~49	2,000円	3,096円	2,210円
50~54	2,350円	3,606円	1,796円
55~59	2,530円	3,607円	3,171円
60~63	2,670円		

※年齢は、保険期間開始時2010年9月1日現在での満年齢を基準としてください。

<AAタイプ>

※上記の保険料・補償額(保険金月額)は、パイロット(基本級別3級)の方を対象としたものです。お支払いいただく保険料・補償額(保険金月額)は職種や年齢によって異なります。

<Cタイプ・Dタイプ>

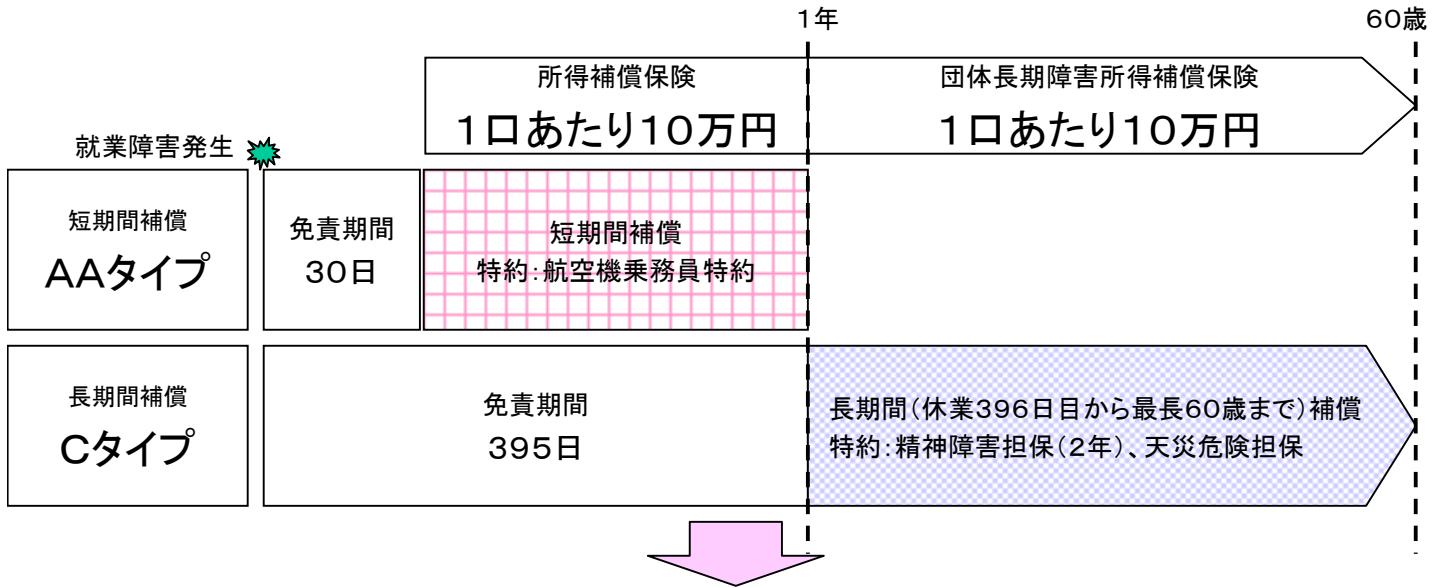
※保険金月額は、平均月間所得額の85%以下で、かつ50万円(5口限度)を超えないように設定ください。

(注)てん補期間は、保険始期日時点(2010年9月1日)で満年齢が55歳から59歳の方は一律3年間となります。

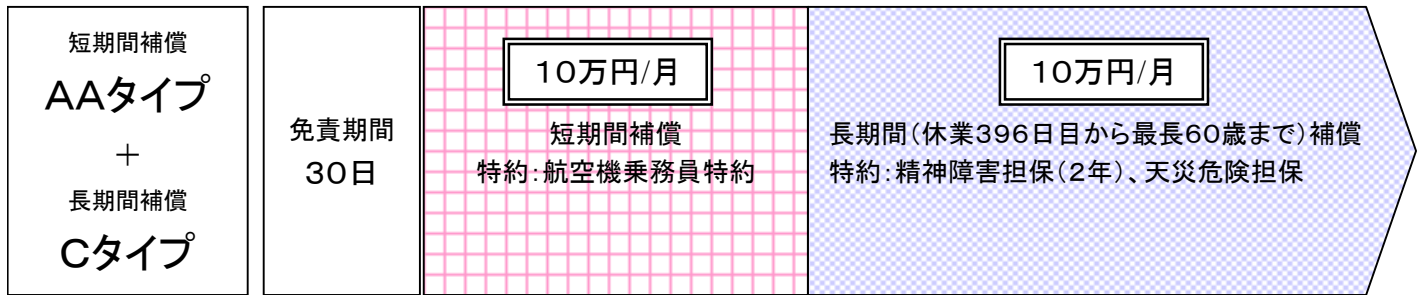
※上記保険料のほか、加入口数にかかわらず、銀行口座からの保険料引去り等の費用(月額100円程度)が必要になる場合がございます。

※上記保険料表は、男性の場合ですので、女性の方は代理店までご照会ください。

■ 加入タイプの組み合わせ例



AAタイプ1口とCタイプ1口を加入すると…短期の補償と長期の補償を確保できます。(注)



《例》35歳 男性

短期間補償AAタイプ1口+長期間補償Cタイプ1口 月払加入 の場合

<保険金月額>AAタイプより1年間10万円、以降Cタイプより最長60歳まで10万円

<保険料> 1,220円(AAタイプ1口)+1,608円(Cタイプ1口)=2,828円

※AAタイプの場合、月間の平均フライト手当相当額の範囲内(会社等から補てん給付が行われる場合は、その補てん金額を控除した額の範囲内)で複数の口数加入が可能です。

[例]月間平均フライト手当が50万円、会社補てん給付が20万円の場合

ご加入できる上限口数(50万円-20万円)÷10万円(1口)=3口

※Cタイプ、Dタイプの場合の加入口数(保険金月額)は、平均月間所得額(賞与を含む年収1/12)の85%の範囲内でお決めください。

(注)所得補償保険と団体長期障害所得補償保険は、補償の内容が若干異なります。保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合について、詳しくは後記「補償の内容」をお読みください。

■ お申し込みスケジュール

加入申込み

毎月末日締切

加入依頼書と口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご署名の上、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。

最終の申込み締切は、平成23年6月末日

保険責任開始

加入申込月の翌月1日午前0時
より平成23年9月1日午後4時

加入申込みをいただいた翌月1日午前0時より保険開始となります。

保険料引去り開始

保険責任開始月の
翌月28日より開始

ご登録いただきました口座から保険料を引去りさせていただきます。28日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

取扱代理店

㈱アドバンテッジ リスク マネジメント
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1中目黒GT 7F-17階
TEL 0120-921-387 FAX 03-5794-3879
URL <http://www.armg.jp>

引受保険会社 (ご意見・ご相談先)
東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部営業第二課
〒100-0805 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-3285-1731 FAX 03-5223-3034

所得補償保険

補償の内容 < ロスオブライセンス所得補償プラン AAタイプ >

プランの内容(所得補償保険)

加入資格者:	社団法人日本航空機操縦士協会正会員で航空機操縦士として勤務し、所得を得ており、2010年9月1日現在で満63歳以下の方
保険期間:	2010年9月1日午後4時から2011年9月1日午後4時まで1年間
てん補期間:	1年間または2年間(※1)(加入タイプによります)
免責期間:	30日(※2)
特約:	航空機乗組員特約

(※1)「てん補期間」とは: 免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。
 (※2)「免責期間」とは: 継続して就業不能である、あらかじめ取り決めた一定の期間をいい、就業不能となつてからこの期間は保険金のお支払い対象とはなりません。
 (注)被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような原因により生じた就業不能(※3)については保険金をお支払いしません。
- ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは病気
 - 麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガまたは病気(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、病気、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。)
 - 核燃料物質の有害な特性などによるケガまたは病気
 - 妊娠、出産、流産およびこれらによるケガまたは病気
 - 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害

など

保険金をお支払いする場合

保険会社は、被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)を被り、その直接の結果として就業不能(※3)となり、その就業不能が免責期間を超えて継続する場合、所得補償保険普通保険約款、付帯特約に従い保険金を支払います。

(※3)就業不能の定義(なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。)

・航空機に乗り込んで運行を行う航空業務に全く従事できないこと。

お支払いする保険金

てん補期間中の就業不能である期間に対して、次の金額が支払われます。

「保険金額×就業不能期間(※4)(月数)」
 (※4)就業不能期間とは: 免責期間終了日の翌日から起算して、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能日数をいいます。

- 1ヶ月に満たない場合は1ヶ月を30日とした日割計算にて算出します。
- 免責期間が始まる直前12ヶ月間における所得の平均月間所得額(※5)が保険金額よりも小さいときは平均月間所得額を1ヶ月についての支払保険金の限度額とします。

(※5)「平均月間所得額」とは: 免責期間が始まる直前12か月における被保険者(保険の対象となる方)の所得(加入依頼書記載の業務を遂行することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。)の平均月額をいいます。

事故通知・保険金請求手続きについて

- 保険の対象となる就業不能が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 保険金を請求される場合には、所得を証明する書類、航空機操縦士(乗組員)として就業不能となっていることを証明する書類をご提出いただきます。
- 所得補償保険金額が過大であるときの取扱い(注): 所得補償保険金額が平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(注)所得補償保険金額は、月間の平均フライト手当相当額の範囲内(会社等から補てん給付が行われる場合は、その補てん金額を控除した額の範囲内)で、かつ、5口を限度に設定ください。

このパンフレットは「所得補償保険」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」を良くお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります約款によりますが、ご加入手続き、保険金のお支払条件、その他不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、その他契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

ご加入の際のご注意

- 所得補償保険金額(基本契約)は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。
- この保険では、保険のご加入時にすでに被っているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)
- 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。また、更新をご希望の場合も上記と同様の取扱扱いとなります。
- 告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
- 「被保険者(保険の対象となる方)の生年月日」「被保険者のお仕事の内容」「被保険者の健康状態」「他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)」
- *保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 保険料控除: 本保険の保険料は、生命保険控除の対象です。保険金は非課税です。(2010年2月1日現在)
- 更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成22年9月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。
- 加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。
- ご加入内容の確認・保管: 加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控え、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
- 保険期間(保険のご契約期間)の途中において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、ご加入の代理店または弊社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。
- 告知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)
- ・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
- ・被保険者のお仕事の内容(*)
- (*)お仕事をやめた場合、家事従事者特約をセットしたご契約において家事従事者としてご加入されている方が新たにお仕事に就いた場合を含みます。
- 次回更新時の注意事項: 保険金請求状況や健康状態、年齢等によっては、次回以降ご加入の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。ご加入時に特定の病気等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知用質問事項お答え欄」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の病気等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容より、お引受けをお断りさせていただくことや特定の病気等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

取扱代理店

(株)アドバンテッジ リスク マネジメント

〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー

TEL 0120-921-387 FAX 03-5794-3879

URL <http://www.armg.jp>

引受保険会社

(ご意見・ご相談先)

東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部営業第二課

〒100-0805 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL 03-3285-1731 FAX 03-5223-3034

プランの内容(団体長期障害所得補償保険)

加入資格者: 社団法人日本航空機操縦士協会正会員で航空機操縦士として勤務し、所得を得ており、2010年9月1日現在で満59歳以下の方

保険期間: 2010年9月1日午後4時から2011年9月1日午後4時まで 1年間

てん補期間: 満60歳の誕生日まで(保険始期日時点の満年齢が55歳から59歳の方は一律3年間)(※1)

免責期間: 395日または1460日(※2)(加入タイプによります。)

特約: 精神障害担保特約(最長2年間)
天災危険担保特約

(※1)「てん補期間」とは:免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。

(※2)「免責期間」とは:継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間をいい、就業障害となつてからこの期間は保険金のお支払い対象とはなりません。

(注)被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合

保険会社は、被保険者が日本国内または国外において傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)を被り、その直接の結果として就業障害(※3)となり、その就業障害が免責期間を超えて継続する場合、団体長期障害所得補償保険普通保険約款、付帯特約および協定書に従い保険金を支払います。

(※3)就業障害の定義(なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはなりません。)

・免責期間中の就業障害の定義:身体障害により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと(※4)。

・てん補期間中の就業障害の定義:被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率(※6)が20%超であること(※4)。

(※4)下記のいずれかの事由によります。

- ①身体障害のために入院していること。
- ②身体障害につき医師の治療を受けていること。
- ③身体障害による後遺障害が残っていること。

お支払いする保険金

てん補期間中の就業障害である期間1ヶ月に対して、次の金額が支払われます。

「支払基礎所得額(※5)×所得喪失率(※6)」

(※5)申込口数×10万円

(※6)原則として次の算式によります。

(全く就業できない場合は「1」(所得喪失率は100%)となります。)

1- 免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額

免責期間が開始する直前の上記期間に対応する各月における所得の額

ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行う場合があります。

- 保険金額が平均月間所得額(※7)を超える場合は、平均月間所得額を保険金額として支払保険金の額を算出します。
- 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- 弊社は被保険者が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または被保険者と被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。弊社はその協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。
- (※7)「平均月間所得額」とは就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間をいいます。

事故通知・保険金請求手続きについて

- 保険の対象となる就業障害が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。
- 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 保険金を請求される場合には、所得を証明する書類、航空機操縦士(乗組員)として就業障害となっていることを証明する書類をご提出いただきます。

このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要をご紹介します。詳しくはご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」を良くお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります約款および協定書によりますが、ご加入手続き、保険金のお支払条件、その他不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことながら記載されていますので、一読の上、加入者とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、その他契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような原因により生じた就業障害については保険金をお支払いしません。
- ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害
 - ②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによって被った身体障害
 - ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害
 - ④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、病気、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません)
 - ⑤核燃料物質の有害な特性などによって被った身体障害
 - ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害
 - ⑦妊娠、出産、流産によって被った身体障害
 - ⑧無免許運転、酒酔運転中に生じた事故によって被った身体障害
 - ⑨むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑩被保険者が被った精神障害性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(ただし、セツトされる精神障害担保特約の対象となる精神障害については、2年を限度にお支払いの対象となります。)
 - ⑪発熱等の他覚的症状のない感染
 - ⑫被保険者が加入日(この保険契約の初年度契約および更改契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日。ただし、脱退後、再加入した被保険者については直近の再加入日。)から12ヶ月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日前24ヶ月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたとき、
- など

ご加入の際のご注意

- 保険金額は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。くわしくは代理店または保険会社にご相談ください。
- 過去の傷病歴や現在の健康状態、年齢などにより、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- 告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等:加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(取扱代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)。被保険者(保険の対象となる方)の生年月日および性別「被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ)」他保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)*
- *保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 保険料控除:本保険の保険料は、生命保険控除の対象です。保険金は非課税です。(2010年2月1日現在)
- 更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成22年9月1日以後の補償内容です。それより前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。
- ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
- 保険期間(保険のご契約期間)の途中において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、ご加入の代理店または弊社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。
- 次回更新時の注意事項:ご加入時に特定の病気等を補償対象外としてお引受けた場合であっても、新たに「健康状態告知質問事項お答え欄」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の病気等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の病気等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
- ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店または保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいた日から1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合は、念の為、連絡先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

取扱代理店

㈱アドバンテッジ リスク マネジメント

〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー
TEL 0120-921-387 FAX 03-5794-3879
URL <http://www.armg.jp>

引受保険会社 (ご意見・ご相談先)
東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部営業第二課
〒100-0805 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-3285-1731 FAX 03-5223-3034